

園長だより 『保育者の不適切な関わりを無くすために』

保育者による虐待が発覚し、大きくメディアで取り上げられました。ニュースを見て不安を感じられた保護者の方も多かったと思います。とても胸が痛みます。訴えた同僚保育士により子どもは救われましたが、保育者による不適切な関わりが日常的にあり得るということを、重く受け止めなければなりません。

厚生労働省が2019年度に行った調査の結果、不適切保育は全国で345件あったと確認されています。不適切保育が生じる背景については、子どもへの適切な関わり方を理解していない「保育士の認識」職場体制が十分ではない「職場環境」に問題があると考えられます。現在、国が定めた保育士の配置基準は児童福祉法に基づき年齢ごとに定められていますが、海外の基準よりはるかに多い人数の子どもを保育しなければならないのが現状です。国の保育基準の見直し、保育者が余裕を持ちながら保育ができる環境を整えることが課題です。更に、重要なのは教育や福祉を行う専門職として保育者は保育の質を保たなければならないということです。

保育者の関わりの中で・・・

①0歳～2歳児に対して「行動の意味が分からない」「なんで〇〇しないの！できないの！」などと言ってしまう状況からは、子どもの自己主張をわがままと見てしまい、成長の途中の大切な過程だという知識が保育士側にないことが伺えます。

②3歳以上になると「〇歳ならこんなこともできるはず」「みんながやっている、できている」と子どもの発達や意欲に関係なく、自立をせかしている様に感じられます。

いずれにしても、力任せに子どもを思い通りにしようとするのは、保育士の力量不足と言うことです。

教育と福祉を行う専門職としては、一定以上の「関わり」を保たなければなりません。保育者の関わりの最低基準を作るとすれば、それは「子どもが人と世界への信頼感と、自己肯定感を持つことができる関わり」であると考えられます。保育園や認定こども園では一定の水準を保つために、国が保育に対する基本的な考え方をまとめた「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」があります。この国で示された基盤をどこまで保育者が理解しているかも懸念点です。

今回の虐待報道について、職員一同真摯に受け止め、「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用い、保育の振り返りを実施「保育者の関わりの理論と実践」より、専門職にはふさわしくない関わりをなくす（子どもを尊重する関わり・子どもを尊重しない不適切な関わり）をテーマにグループワークを実施いたしました。

まことさつなえ保育園では定期的なmtの他、子どもの人権を尊重するガイドラインの実施や保育の振り返り、園内研修、外部研修、職場環境の見直し等を行い、子どもにとっても職員にとっても心地よい環境作りを目指しております。

保護者の皆様にとって信頼できる園として、子どもたちが心身ともに健やかに成長できる園を目指し、責任を持ち園としての役目を果たして参りたいと思います。